

吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金(以下「補助金」という。)については、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 町は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により電気料金が高騰し、農業者の負担が増大している中、農業者の負担軽減に資するとともに農業水利施設の適切な維持管理の確保を目的として、農業水利施設管理者に対し補助金を交付する。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農業水利施設を維持管理する水利組合等の管理者とする。

(補助金交付対象施設)

第4条 補助金の交付対象施設は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 農事用電力Aの電力を使用する農業水利施設(揚水施設、頭首工、その他町長が認めるものをいう。以下「水利施設」という。)であること。

(2) 電気料金について、その全額を国、県等の補助金を充当していないこと。

(事業の内容及び交付金額)

第5条 補助金額は、第7条の規定により算定した電気料金高騰額の10分の7以内とし、1,000円未満は切り捨てる。

2 補助金は、国、県等の他の補助金との重複交付は認めない。

3 補助金は、令和7年度に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)により、誓約書(様式第2号)その他の必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 申請受付期日は、令和8年2月末日とする。

(電気料金高騰額の算定)

第7条 算定の対象とする電気使用期間は令和7年4月請求分から令和7年9月請求分までの電気料金とする。

2 算定は、次の計算式によるものとする。

電気料金高騰分計＝基本料金高騰分＋電力量料金高騰分＋燃料費調整額高騰分

3 前項の計算式において各高騰分の計算は、吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金申請額計算表(様式第3号)により算出する。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により提出があつた補助金交付申請書について、適当と認められる場合は、交付の決定を行い、吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業

補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知する。

（補助金の支払）

第9条 補助金交付対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- （3） その他町長が補助金の交付が不相当であると認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付対象者に対し補助金の返還を求めることができる。

（補助金の経理等）

第12条 補助金交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。